

岡山ふれあいセンター他２館
清涼飲料水等自動販売機設置事業者の募集案内書

令和８年度実施（令和８年９月設置分）

令和８年８月７日開札分

令和８年７月２２日

公益財団法人岡山市ふれあい公社

目次

◇ 岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項	… P 1
1 募集物件（対象自動販売機一覧表）	…………… P 1～2
2 募集参加資格	…………… P 2
3 質問及び回答	…………… P 2
4 現地確認	…………… P 2
5 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について	… P 2～3
6 見積書	…………… P 3
7 使用印鑑届又は委任状（兼使用印鑑届）	…………… P 3～4
8 見積書及び使用印鑑届（又は委任状（兼使用印鑑届））の 提出（郵送方式のみ）	…………… P 4
9 見積りの辞退	…………… P 5
10 開札	…………… P 5
11 設置事業者手続き書類提出について	…………… P 6
12 自動販売機設置管理協定書の締結	…………… P 6
13 設置事業者の決定の取り消し及び 設置事業者の変更について	…………… P 6
14 問い合わせ先	…………… P 6
◇ 令和8年度 岡山ふれあいセンター他2館 清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集の流れ	…………… P 7
◇ 質問書	…………… P 8
◇ 見積書（見積書・記載例）	…………… P 9～10
◇ 封筒記載例	…………… P 11
◇ 見積辞退届（見積辞退届・記載例）	…………… P 12～13
◇ 使用印鑑届	…………… P 14
◇ 委任状（兼使用印鑑届）	…………… P 15
◇ 使用印鑑届（記載例）	…………… P 16
◇ 自動販売機設置管理協定書（見本）	…………… P 17～20

※この案内書と別冊で基本仕様書と物件別仕様書があります

岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

この募集に参加を希望される方は、法令、及びこの募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知の上、お申込みください。

なお、各ふれあいセンター等の令和7年度入館者数は下記のとおりです。(令和8年4月1日時点)

岡山ふれあいセンター：431, 157人です。(令和8年度月平均入館者数 38, 031人)

南ふれあいセンター：293, 442人です。(令和8年度月平均入館者数 24, 241人)

ウェルポートなださき：298, 739人です。(令和8年度月平均入館者数 26, 379人)

1 募集物件（対象自動販売機一覧表）

1 対象自動販売機は、次のとおりです。

各自動販売機の仕様等の詳細は、物件別仕様書をご確認ください。

また、場所ごとに決定した設置事業者には、基本仕様書に基づき契約をしていただきますので、必ずご確認ください。

【岡山ふれあいセンター】

自動販売機 番号	設置 事業者数	施設名称	設置場所	品目 (容器)	最低納付 金料率
1	1者	岡山ふれあいセンター	桑の湯脱衣場①	指定なし	10%
2	1者	岡山ふれあいセンター	桑の湯脱衣場②	指定なし	10%

【南ふれあいセンター】

自動販売機 番号	設置 事業者数	施設名称	設置場所	品目 (容器)	最低納付 金料率
1	1者	南ふれあいセンター	2F 自販機コーナー	指定なし	15%

【ウェルポートなださき】

自動販売機 番号	設置 事業者数	施設名称	設置場所	品目 (容器)	最低納付 金料率
1	1者	ウェルポートなださき	1F パティオ広場①	幼児等のおむつ等衛生 用品且つ飲料水	15%
2	1者	ウェルポートなださき	1F センターパティオ①	アイスクリーム (氷菓子)	15%
3	1者	ウェルポートなださき	1F 大浴場②	指定なし	15%

- 2 各センター、対象自動販売機一覧表に記載されている設置場所ごとに選考し、設置場所ごとに1者の設置事業者を決定します。

2 募集参加資格

募集に参加できるのは次の条件を満たす方です。

- ・令和8年6月16日現在で岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格登録者名簿（以下「自販機公募登録者名簿」という。）に記載されている方または、過去5年間の間に公益財団法人岡山市ふれあい公社に自動販売機を設置した実績がある方。

3 質問及び回答

自動販売機設置の仕様について質問がある場合には、下記により質問書を提出してください。

① 受付期間	令和8年7月22日（水）～令和8年7月27日（月） （7月27日は午後1時まで）
② 提出方法	指定の書式「質問書（8ページ）」により持参、ファクシミリ又はメールで提出してください。電話や口頭等による質問は受け付けません。 参加資格審査、選考への質問は受け付けません。
③ あて先	公益財団法人岡山市ふれあい公社 事業推進課 FAX 086-274-5100 メールアドレス j_suishinshitsu@mx.okayama-fureai.or.jp
④ 回答	回答は、令和8年7月29日（水）17時までに、公益財団法人岡山市ふれあい公社のホームページに掲載することにより回答します。（※質問者名は公表しません。）
⑤ その他	質問への回答内容はこの募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

4 現地確認

現地説明会は行いません。機種によって商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、必ず事前に設置場所の確認を行ってください。また、自動販売機の運転による電気使用料を測定する子メーターを設置するスペースについても、事前に設置場所の確認を行ってください。設置場所の確認を行う場合は、事前に問い合わせ先（本募集要項6ページ）に連絡の上、行ってください。

本募集要項、基本仕様書及び物件別仕様書と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

5 自動販売機納付金及び設置事業者の選考方法について

対象自動販売機一覧表（本募集要項1ページ）に記載の設置場所ごとに、納付金料率の見積りをしてください。設置場所ごとに、見積もった納付金料率の最も高い方を設置事業者として決定します。

自動販売機の電気代相当額については別途徴しますので、自動販売機納付金には含めないでください。

自動販売機納付金とは

自動販売機納付金は、募集設置場所の各自動販売機に係る各月の売上合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に納付金料率を乗じた額とします。

6 見積書

- 1 見積りは所定の見積書を使用してください。本募集要項の9～10ページに書式があります。
- 2 見積書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、納付金料率の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 納付金料率はアラビア数字（算用数字）を使用し、小数第一位まで記載してください。
- 5 見積りしない物件の欄には、斜線を記入してください。
- 6 参加者は、その郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 **前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。**
 - (1) 参加資格のない者のした見積り
 - (2) 最低納付金料率に達しない納付金料率を記載した見積り
 - (3) 納付金料率を改ざんし、又は訂正した見積り （訂正印を押印していても無効になります）
 - (4) 記入事項を判読できない見積り
 - (5) 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
 - (6) 記名押印のない見積り
 - (7) 同一募集設置場所につき同一の名をもってした2通以上の見積り（代理人によるものも含む）
 - (8) 送付先に到達期間内に到達しなかった見積り
 - (9) 書留又は簡易書留郵便によらないで送付された見積り
 - (10) 二重封筒により送付されなかった見積り
 - (11) 中封筒に封印がされていない見積り
 - (12) その他見積りの条件に違反した見積り

7 使用印鑑届又は委任状（兼使用印鑑届）

- 1 使用印鑑届又は委任状（兼使用印鑑届）は所定の使用印鑑届又は委任状（兼使用印鑑届）を使用してください。本募集要項の14～15ページに書式があります。
- 2 使用印鑑届又は委任状（兼使用印鑑届）には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 見積り、契約の締結等を委任しない場合は、指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印してください。
- 4 見積り、契約の締結等を代理人に委任する場合は、指定様式「委任状（兼使用印鑑届）」に必要事項

を記入、押印してください。

8 見積書及び使用印鑑届（又は委任状（兼使用印鑑届））の提出（郵送方式のみ）

提出方法	書留又は簡易書留郵便による郵送方式のみとします。 ※ 普通郵便又は持参による見積書の提出は無効となります。 ※ 郵送した見積書の書換え、引換え、撤回はできません。
受付期間	令和8年7月30日（木）～令和8年8月6日（木）午後1時必着 ※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。 ※ 見積書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。
郵送先	〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2 公益財団法人岡山市ふれあい公社 事業推進課
提出書類等	1. 見積書 (1) 本募集要項の9ページに書式があります。書式は印刷して使用ください。記載方法は、3ページの「6 見積書」をご参照ください。自動販売機納付金料率を記入した見積書のみ郵送してください。 (2) 見積書に必要な事項を記入・押印し、中封筒に入れ封印してください。見積書及び封印に使用する印鑑は公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届に押印した印鑑と同一のものです。 (3) 中封筒には次の事項を記入してください。 ①参加者名 ②所在地 ③連絡先電話番号 ④担当者名 ⑤件名：岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集 ⑥施設名及び自動販売機番号 ⑦開札日及び見積書在中 見積書は、見積もるすべての自動販売機番号を記載してください。 2. 使用印鑑届又は委任状（兼使用印鑑届） (1) 本募集要項の14～15ページに書式があります。書式はコピーして使用ください。
注意事項	【封入の際の注意事項】※本募集要項の11ページをご確認ください。 ①見積書を入れ、封印した中封筒及び使用印鑑届（又は委任状（兼使用印鑑届））を外封筒に入れる。 ②外封筒表側に「開札日、見積書在中、岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集」の旨を朱書きする。 ③外封筒裏側又は表側左下部に参加者名を記載する。 ④書留又は簡易書留郵便により送付する。 【郵送方式に係る見積りの無効について】 以下のような見積りは無効となりますのでご注意ください。 ①書留又は簡易書留郵便によらないで送付された見積り ②二重封筒により送付されなかった見積り ③中封筒に封印がされていない見積り

9 見積りの辞退

- 1 見積書の提出後、開札日前日までは見積り参加を辞退することができます。
- 2 見積り参加を辞退する場合は、辞退届に記名押印の上、公益財団法人岡山市ふれあい公社事業推進課に辞退届を必ず持参のうえご提出ください。使用する印鑑は、公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。
- 3 辞退届提出期限：令和8年8月6日（木）午後1時
- 4 見積り参加を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、開札後に設置を辞退する場合には、令和13年3月31日までの間に実施される自動販売機設置事業者の公募に参加できません。

受付期間	令和8年7月30日（木）～令和8年8月6日（木）まで （8月6日は午後1時必着）
提出先	公益財団法人岡山市ふれあい公社 事業推進課
必要書類等	1. 見積辞退届 本募集要項の12ページに書式があります。書式は印刷して使用ください。 (1) 記名押印し、必ず自動販売機番号を記載してください。 (2) 使用する印鑑は、公益財団法人岡山市ふれあい公社の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。 (3) 封印の必要はありません。 2. 使用印鑑届又は委任状（兼使用印鑑届） (1) 本募集要項の14～15ページに書式があります。書式は印刷して使用ください。

10 開札

開札会場	岡山ふれあいセンター 2階 ボランティアルーム
開札日時	令和8年8月7日（金） 午後1時30分開始
注意事項	(1) 見積り参加者の入場は自由ですが、見積り参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 開札の結果、最高納付金料率を見積りした方を設置事業者とし、開札会場で発表します。 (3) 見積り結果については、参加者数、設置事業者名及び納付金料率を公益財団法人岡山市ふれあい公社公式ホームページ内にて公表します。 アドレス https://www.okayama-fureai.or.jp/0000004424.html
くじの実施	(1) 同率の見積りが設置事業者数以上ある場合は、下記の日時でくじを引いていただき、設置事業者を決定します。対象者には事業推進課から会場を連絡します。 (2) 令和8年8月7日（金） 午後2時 (3) 参加者がくじを引かないときは、この募集事務を担当しない職員が代行します。くじにより設置事業者を決定したときは、設置事業者の見積書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

1 1 設置事業者手続き書類提出について

設置事業者は、令和8年8月14日（金）までに、基本仕様書に示す提出書類を提出してください。
（基本仕様書1 ページ1 - （1）参照）

1 2 自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和8年8月21日（金）までに、自動販売機設置管理協定書（以下、「協定書」という。）を締結（本募集要項17～20ページに見本があります。）してください。

1 3 設置事業者の決定の取り消し及び設置事業者の変更について

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 自動販売機設置の手続きに係る提出書類を提出しなかった場合
- ② 正当な理由なくして、指定する期日までに協定締結の手続を行わなかった場合
- ③ 設置事業者が募集に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ④ その他設置事業者が公益財団法人岡山市ふれあい公社と協定を締結する相手方として不適当と認められる場合
- ⑤ 最高納付金料率を見積り、設置事業者として決定されたものが上記①～④等の理由により決定を取り消された場合、見積り時に2番目に高い納付金料率を見積もった事業者を設置事業者とする。その場合、協定書の締結締切ならびに自動販売機設置日については、事業推進課と協議の上、決定する。

1 4 問い合わせ先

募集手続及び設置場所の 確認に関すること	公益財団法人岡山市ふれあい公社 事業推進課 矢野・蜂谷・井上 電 話：086-274-5151 アドレス：j_suishinshitsu@mx.okayama-fureai.or.jp 受付時間：午前9時～午後5時15分
-------------------------	---

※ 仕様の内容に関する質問は2ページ「3 質問及び回答」の手続に従ってください。

令和8年度 岡山ふれあいセンター他2館清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集の流れ

この案内書は、令和8年7月22日（水）の時点で公益財団法人岡山市ふれあい公社ホームページに掲載しています。

